**９．各業務における事業計画に対する進捗状況　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　社会福祉協議会地域包括支援センター**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施（取組）内容 | 具体的実施（取組）事項 | 進捗状況 |
| Ⅱ　介護予防ケアマネジメント業務（１）介護予防事業に関するケアマネジメント業務* 1. 運営方針のプロセスにそって介護予防事業に関するケアマネジメント業務を実施する。
	2. 地域で介護予防教室として実施されている「いきいき倶楽部」に参加し、地域の情報の収集や見守り・相談支援を実施する。
	3. 二次予防事業連絡会を実施する。
	4. 地域住民を対象に身体機能予防、閉じこもり・認知症予防を目的に長生学園地域事業「社協まめ会」を開催する。

（２）新予防給付に関するケアマネジメント業務1. 要支援１および２と認定された者を対象に、運営方針のプロセスにそって新予防給付に関するケアマネジメント業務を実施する。
2. 利用者が希望し、かつ利用者にとって有益と考えられる場合には委託可能な業務を居宅介護支援事業所に委託する。但し、委託先居宅介護支援事業所が適正にケアマネジメント業務を実施していることを点検・確認し、委託先担当介護支援専門員と連携して支援していく。
 | （１）介護予防事業に関するケアマネジメント業務1. 運営方針のプロセス①～⑥に基づき実施する。
2. 「いきいき倶楽部」各地区２か月に１回
3. 月１回
4. 年１０回（４月、１２月を除く月）

（２）新予防給付に関するケアマンジメント業務1. 運営方針のプロセス①～⑪に基づき実施する。
2. サービス利用票・サービス計画書等を提出してもらい確認を行うとともに介護報酬請求事務の際に月ごとのモニタリング報告を確認し、必要な場合には助言・指導等を行う。
 | （１）介護予防事業に関するケアマネジメント業務1. 常時実施
2. 「いきいき倶楽部」各地区２か月に１回

先達：4/22.6/10.8/5下山：4/22.6/17.8/26椿荘（岩６）：4/8.6/3.8/19椿荘（岩７）：4/15.6/24.8/26長久手ニュータウン：4/15.8/19睦：5/13.7/8.9/11永和荘：5/13.7/1.9/2さつき荘：5/20.7/1.9/2草掛：5/27.7/8.9/30色金：5/27.7/22.9/30三ヶ峯：6/17上川原：7/15長八：7/291. 月１回実施
2. 年１０回（４月、１２月を除く月）実施

（２）新予防給付に関するケアマネジメント業務1. 常時実施

②　常時実施 |
| Ⅲ　総合相談支援業務及び権利擁護業務1. 地域におけるネットワーク構築業務

地域の高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、社会資源や地域の力をつなげ、地域全体で一人ひとりの生活を支え合う「地域包括ケアシステム」の構築を目指す。* 1. 様々な関係者とのネットワーク構築
	2. 包括支援センター連絡会
	3. 地域ケア会議
	4. 民生委員・児童委員協議会定例会への参加
	5. ケアマネサロンへの参加
	6. 地域密着型サービス事業所の運営推進会議への参加
	7. 精神保健実務者会議への参加
	8. 長久手市医療・介護・福祉ネットワーク「愛ながくて夢ネット」会議
	9. 東名古屋医師会地域包括ケア検討委員会
	10. 電子連絡帳等の活用し、病院や診療所、訪問看護ステーション等と連携する
	11. 活用可能な機関や団体等の把握、早期発見・見守り体制の構築
1. 社会資源の把握・整理を行い、今後の社会資源の開発につなげる。社会資源マップの作成。
2. 生活支援コーディネーターと連携して、生活支援サービス体制の構築に取り組む
	1. 地域における認知症への支援体制の構築
3. 地域住民・小中学生・市内事業所等を対象に認知症サポーター養成講座を実施し、人材を養成する。
4. 地域のサロン等で出前講座等を行い、認知症についての理解や知識の普及を図る。
5. 行方不明高齢者保護ネットワーク事業の運営
6. 介護者の負担軽減を目的としたレスパイトケアに関する情報の提供
	1. 啓発・広報活動
7. 「福祉のまち長久手」による啓発
8. 高齢者が集まる場所にてチラシ等配布

（２）実態把握業務1. 実態把握ヒアリング

民生委員・児童委員が実施する独居世帯・後期高齢世帯対象の実態把握調査のヒアリング会議に参加1. 「食」の自立支援事業利用者へのアセスメント及び検討会参加
2. 地域へ出向き、情報を収集する。

（３）総合相談業務地域包括ケアの相談窓口として高齢者に関する相談を受け付ける1. 初期段階での相談対応
	1. 高齢者の介護等の相談に対応
	2. 出張相談として地域の集会所等を活用し、身近な相談窓口を設置
2. 継続的・専門的な相談支援

情報提供を超えた専門的・継続的な関与または緊急の対応が必要な場合には直接の相談支援・訪問や関係機関からの情報収集を行い、課題を明確にして関係機関へつなぐ。（４）権利擁護業務1. 制度の活用・利用促進

尾張東部成年後見センター、社会福祉協議会、ＮＰＯ法人等と連携し、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の必要時の円滑な利用支援を行う。1. 虐待への対応
2. 高齢者虐待対応マニュアルに基づき適切に対応する
3. 虐待発見早期発見ネットワーク構築
4. 困難事例への対応

個別事例対応1. 消費者被害の防止
2. 相談対応、必要時には消費者生活相談等の適切機関へのつなぎを行う
3. 啓発活動
 | 1. 地域におけるネットワーク構築業務
2. 様々な関係者のネットワーク構築
	1. 月１回
	2. 年４回
	3. 月１回
	4. 隔月１回
	5. ３か所　隔月１回
	6. 年４回
	7. ３か月に１回
	8. ２か月に１回
	9. 随時
3. 活用可能な機関や団体等の把握、早期発見・見守り体制の構築
4. 市民配布用社会資源マップの作成
5. 国や県、他の市町村の状況を確認しながら本市にあった体制を推進する
6. 地域における認知症への支援体制の構築
7. 年３回
8. 適宜
9. 運営に加えて、認知症高齢者の利用促進や普及活動を行い、協力員・協力機関を増やす。
10. 随時
11. 啓発・広報活動
12. 年４回発行、全戸配布
13. いきいき倶楽部・シニアクラブ・シルバー人材センター・サロン・自治会・「社協まめ会」等を想定
14. 実態把握業務
15. １地区あたり年１回
16. １世帯あたり年２回
17. サロン、喫茶店、スーパー、理髪店等を想定。
18. 総合相談業務
19. 初期段階での相談対応
20. ２４時間オンコール体制で対応
21. ３か所で行っている出張相談は定期継続（下山地区、三が峯地区、県営第二住宅）また、その他地区での出前講座を実施する（年４回）
22. 継続的・専門的な相談支援

個別の支援計画を策定し、適切なサービスや制度へつなぐ。1. 権利擁護業務
	1. 制度の活用・利用促進

制度の内容を理解されるよう周知を図る* 1. 虐待への対応
1. 適切に対応できるよう内部研修を実施する
2. 啓発・広報活動による高齢者虐待の周知、市内介護保険事業所向けの勉強会の実施
	1. 困難事例への対応

必要時には地域ケア会議を実施する* 1. 消費者被害の防止
1. 消費者生活相談員等と連携を図る
2. 長生学園地域事業「社協まめ会」で消費者生活相談員等の講演を実施。職員による「社協まめ会」「いきいき倶楽部」での注意喚起。
 | 1. 地域におけるネットワーク構築業務
2. 様々な関係者のネットワーク構築
	1. 4/16,5/26,6/16,7/29,8/18,9/29
	2. １回実施　4/3
	3. 月１回実施（第3金曜日）
	4. 隔月１回実施
	5. ３か所　隔月１回

だいたい村：5/29.7/24.9/25ハーモニー：5/26.7/28.9/29さつきの家：5/21.9/11ひなたぼっこ：9/4* 1. 年４回：6/11.8/20
	2. ３か月に１回：4/20.7/25
	3. ２か月に１回：4/13.6/8
	4. 常時実施

入退院調整部会：6/26.8/181. 活用可能な機関や団体等の把握、早期発見・見守り体制の構築
2. 地図作成部会を立ち上げ、内容検討中
3. 担当者連絡会で情報共有している。
4. 地域における認知症への支援体制の構築
5. ２回実施：6/25.9/25

　　　　　B)～D)常時実施1. 啓発・広報活動
2. 年４回発行、全戸配布
3. Nバスの全路線にポスター掲示。
4. 実態把握業務
5. 11月以降ヒアリング実施予定
6. １回目を7月～8月に実施
7. 常時実施
8. 総合相談業務
9. 初期段階での相談対応
10. 常時実施
11. 下山地区：4/22.6/17.8/26

三が峯地区：5/22.7/24.9/25県営第二住宅：5/12.7/14.9/8出前講座を実施する（年４回）・北のしゃべり場にて市民向けに介護保険・市高齢福祉サービスについて：6/17・グループホームハーモニーにて家族向けに介護保険・市高齢福祉サービスについて：6/20・デイサービスさつきにて職員向けに感染症予防について：6/20・丸山住宅にて認知症予防体操、サロンや集会所等の相談：7/24・アピタ長久手店にて、杜包括と合同出張相談：9/51. 常時実施
2. 権利擁護業務
	1. 制度の活用・利用促進

制度の内容を理解されるよう周知を図る* 1. 虐待への対応
	2. 困難事例への対応

地域ケア会議１回開催：4/3* 1. 消費者被害の防止

A)１件/年（４月）B) 常時実施 |
| Ⅳ　包括的・継続的ケアマネジメント業務1. 包括的・継続的ケア体制構築
2. 入退・退院時等の担当が決まるまでの間、円滑に介護サービス等が利用できるように連絡・調整を行う。
3. 勉強会、ケアマネジャー同士の意見交換会を実施
4. 地域における介護支援専門員のネットワーク形成
5. ケアマネサロンに参加し、情報交換を行う。
6. 介護支援専門員に対する個別支援
7. ケアマネジャーからの相談に対する助言・指導
8. ケアプランチェック事業の参加
 | * + 1. 包括的・継続的ケア体制構築
1. 随時
2. たいようの杜包括支援センターと協働し、市内全域介護サービス提供事業所対象に実施。
	* 1. 地域における介護支援専門員のネットワーク構築
3. タイムリーな情報収集に努める
	* 1. 介護支援専門員に対する個別支援
4. 適宜
5. 年１回（市内居宅介護支援事業所）
 | 1. 包括的・継続的ケア体制構築
2. 常時実施
3. 地域における介護支援専門員のネットワーク構築

　　　①　２か月に１回のケアマネサロンに参加1. 介護支援専門員に対する個別支援
2. 常時実施
3. 12/10予定
 |